

↓スマッシュを打ち込む選手



**息を合わせてピンポン！
第65回美浜町民卓球大会**

3月1日に、第65回美浜町民卓球大会が総合体育館で開催されました。町内から男子9チーム、女子3チームの約80人が参加しました。

選手たちは、白熱したラリーを見せたり、得点するたびにチームで喜んだりする等、卓球を楽しんでいました。
**<結果> 男子 優勝 山上 準優勝 松原 3位 佐田
 女子 優勝 松郷 準優勝 佐田 3位 河原市**

↓徳島県の無形文化財阿波木偶箱まわしを披露する保存会の皆さん



**部落差別のない社会の実現を目指して
人権を考えるつどい**

3月1日に、人権を考えるつどいがなびあすで開催されました。
 この講演は、人権の大切さについて考えてもらおうと、小倉会館と文化会館が開催したものです。
 来場者は、辻本一英氏（芝原生活文化研究所代表）による講演を聞きながら部落差別等の人権について考えたほか、人形芝居を楽しんでいました。

↓美浜西小学校の児童に教えてもらいながら、ピコピコカプセルを作る参加者



**エネルギーについて楽しく学ぶ
2026きいばすはるまつり**

2月28日に、2026きいばすはるまつりが同館で開催されました。
 同イベントは、体験コーナーを通じたエネルギー環境学習や、町内外の小学校や中学校の児童・生徒が、日頃の学習や研究の成果を発表する場を設けるため、きいばすが企画したものです。
 来場者は、体験プログラムやサイエンスショー等を通して、エネルギーのおもしろさや環境問題について楽しく学んでいました。



**まちウォッチング
atching**



↑サイエンスショーを楽しむ親子たち

↓消防職員から救急車の説明を聞く親子たち



**親子で消防署を見学
育児講座「消防署見学」**

3月6日に、育児講座「消防署見学」が美浜消防署で行われました。
 同講座は、普段映像等で見る緊急車両を直接見たり乗車したりして、身近に感じてもらうことを目的に子ども・子育てサポートセンターが開催しました。
 当日は親子16組が参加し、子どもたちは、間近で見る消防車や救急車に目を輝かせていました。

↓講義を行う、講師で町伝統文化継承アドバイザーの橋本裕之氏



**地域の祭りについて考える
歴史講座 未来の例大祭を考える**

3月7日に、第5回みま歴史講座が町歴史文化館で開催されました。
 この講座は、例大祭を取り巻く環境の変化や小学校の祭礼学習の実践等を踏まえ、受講者と一緒に未来の例大祭のあり方を考えることを目的に、町が開催したものです。
 当日は祭礼に関わる区民をはじめ、町内外から32人が参加し、講師の講義を熱心に聞き入っていました。

↓戸嶋町長（中央左）にナップサックを手渡す大岸社長（中央右）



**MM ネット地域貢献プロジェクト
ナップサックを贈呈**

2月27日に、美方ケーブルネットワーク(株)が町内の小学校に入学予定の新1年生に、ナップサックを贈呈しました。
 この贈呈は、同社が地域貢献プロジェクトの一環として令和5年度から行っているものです。
 大岸朝秀社長は「小学校に入学する新1年生が学校生活を送る際に役立ててほしい」と話していました。

↓記念撮影をする関係者たち



**地域に親しまれる公共交通へ
美浜ブルーライン お披露目**

2月27日に、町役場で美浜ブルーラインのお披露目式が行われました。
 美浜ブルーラインは、令和7年4月から旧福鉄バス菅浜線の代替交通として運行してきた公共ライドシェアの新車両に、新たにつけられた愛称です。
 式で戸嶋町長は「美浜ブルーラインの導入で、地域の足としてこれまで以上に発展させたい」と話されていました。

世代を越えて
想いを繋ぐ上映会

2月28日に、美浜の高校生2人のチャレンジに密着したドキュメンタリー番組の上映会を、あついで開催しました。(制作MMネット)会場には171人が来場。実行委員や中学生から大学生のボランティア、地域の大人たちが世代を越えて集い、同じ時間を共有しました。上映後のトークセッションでは、会場が静かな熱に包まれ、涙ぐむ姿も。心が大きく動いた特別な時間となりました。この上映会は、単なる鑑賞の場ではありません。若者の挑戦を応援する場



↑番組上映後のトークセッションの様子

であり、その姿から私たちが大人が何かを受け取る場でもありました。「誰かのために」の前に「まずは自分」。「チャレンジする一歩を踏み出す勇氣」、高校生のまつすぐな言葉が、会場にいた一人一人の心に届きました。実行委員メンバーもまた、試行錯誤を重ねながらこの日を迎えました。準備の時間そのものが、もう一つの挑戦でした。参加者からは、「全世代が一つになれた」「いつでも「おかえりなさい」と言える私でいたい」という声が寄せられました。あの日生まれた勇氣と温かさ、これからのまちの学びへ広がっていきます。



↑みんなで紡ぐ「おかえり美浜」ワークショップにて参加者同士で対話をする様子



↑上映会の終わりに皆さんと集合写真を撮る様子

本気になれば
それは青春



和田茉莉
(みはまのまなび・プロモーション担当)
会場が一つになり、上映会を通し通し合えた瞬間、感動しました!

今回の上映会は、世代を越えた町民有志(高校生から大人まで)による実行委員会企画。誰かに用意してもらうのではなく、町民の手で場をつくる新たな挑戦でした。実行委員の皆さんが、「より良い会にしよう」と真剣に準備を重ねた2カ月間。それは、大人が本気で楽しんだ青春の時間でした。立場も年齢も異なる町民の手が重なった時、まちは動く。その確かな手応えを感じました。

美浜消防署からのお知らせ

「林野火災注意報」・「林野火災警報」の運用を開始しました

岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災を受けて、令和8年1月1日から林野火災の予防を目的とし、「林野火災注意報」・「林野火災警報」の運用を開始しました。林野火災は人命や森林資源に甚大な被害を及ぼします。火の取り扱いには年間を通じて注意を払い、発生防止に努めましょう。

◆注意報・警報発令の基準

注意が必要な気象状況になった際には、「林野火災注意報」を発令し、発令区域での火災予防条例に定める「火の使用制限」について、町民の皆さんに努力義務を課すこととなります。さらに危険な気象状況になった際には、「林野火災警報」を発令し、発令区域での「火の使用制限」について義務を課すこととなります。

発令は、右記の基準によって行われます。

(1) 注意報の発令基準

次の①または②のいずれかの条件に該当する場合

- ① 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下の時
- ② 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表されている時

(2) 警報の発令基準

注意報の発令基準に加えて、強風注意報が発表されている場合

◆発令時は、火の使用に制限がかかります

林野火災警報等の発令時には、以下の火の使用が制限されます。

さらに、林野火災警報時に「火の使用の制限」に違反した者に対して30万円以下の罰金又は拘留に処することが消防法で定められています。

- ① 山林、原野等において火入れをしないこと
- ② 花火(煙火)を行わないこと
- ③ 屋外において、火遊びまたはたき火をしないこと
- ④ 屋外において、引火や爆発しやすい物の近くで喫煙しないこと
- ⑤ 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが高いと指定した区域で喫煙をしない
- ⑥ たばこの吸殻や灰を捨てる際は、火が確実に消えていることを確認し、処理すること

◆警報が発令されたら?

林野火災警報については、該当区域を地区単位で発令し、消防組合ホームページ及び町防災アプリ、消防車両による巡回広報等でお知らせします。詳細は、右記二次元コードからご確認ください。

※問い合わせ先 敦賀美方消防組合 美浜消防署 予防課 ☎32-1190



↑消防組合ホームページはこちら

フリーコーナー
Free space



おかえり美浜
～高校生が居場所を求めて
見えた景色～

上映会にお越しいただき
ありがとうございました。



2025年3月29日開催のマイプロジェクトアワード全国サミットでのプレゼン映像(10分+対話10分)です。左記二次元コードより東京大会当日の熱を感じながら、ぜひご覧ください。

「高校生たちを応援しよう!」と実行委員会です話し合いを重ねてきましたが、逆にたくさんのメッセージを受け取り、参加くださった皆さんと唯一無二の時間を共有できて忘れられない日になりました。感謝の気持ちでいっぱいです。



おかえり美浜
実行委員の
松本みどりさん
(河原市)

町民の声 Voice

お問い合わせ

放課後教室サン
学びコミュニティ Kai ☎050-5482-3342
(担当:和田)

まちづくり推進課
シナプスプロジェクト推進室 ☎32-6701
(担当:久木)



WEB



INSTAGRAM



YOUTUBE

みはまシナプスプロジェクトって?

JR美浜駅～なびあすを舞台に、3つのテーマをもとに「美浜らしいにぎわい」を育てるプロジェクトが進行中。

- 1 学びと挑戦を育む "人づくり"
- 2 優しい回遊空間を創る "空間づくり"
- 3 共創の軸線貫く "コンテンツづくり"



サンやKaiの活動も"人づくり"の一環。町の未来を、みんなで少しずつ形にしていきたいと思います!

美浜町役場
〒919-1192 美浜町郷市 25-25
☎ 0770-32-1111(代表)
FAX 0770-32-1115(代表)
HP <https://www.town.fukui-mihama.lg.jp/>



下水道使用料の世帯人数に
変更はありませんか

一般家庭用の下水道使用料は、原則として住民票の世帯人数で計算します。世帯人数に異動があった時(転入・転出・出生・死亡等)は、「世帯人員変更届出書」の提出が必要になります。

また、単身赴任や進学、施設入所等の特別な理由により、美浜町に住民票を置いたまま町外に転出した時も、届出により減員することができず、この場合は、届出時に特別な理由が確認できる書類(在学証明書、入居先アパートの賃貸借契約書等)を提出してください。なお、特別な理由により減員となっている方が世帯に戻られた時には、必ず増員の届出をお願いします。

下水道に異物を
流さないでください

最近、下水道のマンホールポンプ場において、異物の流入によるトラブルが多発しています。マンホールポンプが動かなくなると、マンホールから汚水があふれる等、周辺住民の皆さんに多大な迷惑がかかりますので、次のものは絶対に流さないでください。

- 布類
タオル、モップ、下着、Tシャツ等
- 水に溶けない紙類
ティッシュペーパー、不織布製の掃除シートやウエットティッシュ等
※「トイレに流せる」と表示があるものも、大量に流すと家の排水管が詰まる恐れがありますので、ご注意ください。
- 衛生用品
紙おむつ、生理用品等
- 危険物・油類
灯油、農薬、食用油、廃油等
- 食べ物のくず
食べ残しや、野菜くず等の固形物

問 町上下水道課(担当・増田)
☎ 32-1341

～美浜町国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入の皆さんへ～
人間ドックの検診費用を助成します

- 1 助成対象となるドック 1日ドック、2日ドック、脳ドック
2 対象者と募集人数

区分	美浜町国民健康保険加入者	後期高齢者医療保険加入者
対象者	検診日当日、35歳以上の被保険者で町税及び国民健康保険税に滞納がない世帯の方	検診日当日、被保険者で町税や後期高齢者医療保険料に滞納がない方及び前年度に当該助成を受けていない方
募集人数	各ドック15人	各ドック5人

3 助成額 原則として、県内の医療・検診機関で受診した基本料金の2分の1です。ただし、交通費やオプション等による追加料金は対象となりません。なお、助成限度額は次のとおりです。

■助成限度額

性別	1日ドック		2日ドック		脳ドック	
	一般的な検査料金	助成限度額	一般的な検査料金	助成限度額	一般的な検査料金	助成限度額
男性	45,100円	21,000円	68,200円	32,000円	49,500円	22,000円
女性	48,400円	23,000円				

4 申請手続き(助成までの流れ)

- ① 町住民環境課窓口で申請書をご記入ください。
- ② 町から助成決定通知書を送付します。
- ③ 検診機関に予約を取り、受診後に料金の全額を検診機関にお支払いください。
- ④ 受診結果・問診票・領収書・助成金請求書を令和9年3月31日までに町住民環境課に提出してください。
- ⑤ 指定口座に助成金を振り込みます。

5 助成期限 令和9年3月31日まで

- 6 注意事項
- ① 各ドックを受診する前に、必ず申請をお願いします。
 - ② 助成は、1日ドック・2日ドック・脳ドックのいずれか1つに限ります。
 - ③ 町が行う特定健診を受診する方は助成対象になりません(脳ドックを除く)。
 - ④ 助成期間内に定員に達した場合は、募集を締め切ります。



※お問い合わせ先 町住民環境課(担当・濱野(国保)/津原(後期)) ☎32-6703

問 町上下水道課(担当・宇都宮)
☎ 32-1341

単身赴任や進学等で減員されていた方が世帯に戻られた場合は、必ず増員の届出をお願いします。増員の事実が後で判明した時は、遡って下水道使用料を納付いただくことがあります。



・下水道使用料の世帯人数と使用料

世帯人数	下水道使用料(税込)
1人	1,540円
2人	2,926円
3人	4,312円
4人	5,698円
5人	7,084円
6人	7,865円
7人	8,690円
8人	9,515円

届出書は、町上下水道課窓口または町ホームページからもダウンロードできます。

令和8年4月使用分(5月請求)から、
旧簡易水道区域の水道料金体系が変わります

令和8年4月使用分(5月請求)から、旧簡易水道区域の水道料金を、上水道区域の料金体系に一元化します。一元化後の料金等は次のとおりです。

・令和8年3月までの料金体系(1カ月につき)※税抜

基本料金			従量別料金	
水量	サイズ	料金	水量区分	1m ³ につき
10m ³ まで	全サイズ	700円	10m ³ を超える分	70円

・令和8年4月からの料金体系(1カ月につき)※税抜

基本料金			従量別料金	
水量	サイズ	料金	水量区分	1m ³ につき
10m ³ まで	13mm	1,000円	10m ³ ～30m ³ まで	100円
	20mm	1,200円		
	25mm	1,400円	30m ³ ～50m ³ まで	110円
	40mm	2,000円	50m ³ ～100m ³ まで	120円
	50mm	4,000円	100m ³ ～200m ³ まで	130円
	75mm	7,000円		
100mm	10,000円	200m ³ ～	150円	

<対象地区>

- (旧簡易水道地区)
- ・新庄区 ・雲谷区
 - ・山上区 ・美し野区
 - ・佐田区 ・太田区
 - ・北田区 ・菅浜区
 - ・竹波区 ・丹生区

※上記以外の地区の料金改定はありません。

※左記料金体系に基づき算出された額に、消費税を加算した額が請求額になります。

※お問い合わせ先 町上下水道課(担当・今村/宇都宮) ☎32-1341

4月
から

「チョイソコみはま」が本格運行を開始します

令和5年6月に実証運行を開始したコミュニティバス「チョイソコみはま」が、令和7年度で実証運行を終了し、4月1日から本格運行に移行します。より一層、地域に親しまれる公共交通を目指し、今後も安全・安心な運行に努めます。皆様のご利用をお待ちしています。

■ **利用方法** デマンド便のご利用には会員登録が必要です。定期便は会員登録不要です。

■ **運行時間**

- チョイソコみはま ・定期便 月～金：午前7時～9時
・デマンド便 月～金：午前9時～午後7時30分、土・日・祝日：午前9時～午後5時
- 美浜ブルーライン ・デマンド便 月～金：午前6時45分～午後7時、土・日・祝日：午前9時～午後6時
(運行区域：丹生区・竹波区・菅浜区から中央エリアの一部)

■ **予約受付** コールセンター：午前8時～午後5時(1/1～1/3除く)
インターネット：24時間

■ **運賃(1乗車)** 大人：200円、子ども(小学生以下)：無料、身体障がい者等：免除

■ **定期便ルート・バス停** 詳細は町ホームページをご覧ください。

■ **会員登録について**

- ① 申込書で登録 → 住民環境課へお問い合わせください。
- ② WEBから登録 → 右記二次元コードからご登録ください。
※ 申込書の場合は会員登録まで3週間程度要します。WEBの場合は即日利用可能です。

■ **敦賀方面へのお出かけには福鉄バス若狭線の乗り継ぎをご利用ください**

町では令和7年度から下記内容で福鉄バス若狭線の運賃助成を行っています。チョイソコみはまと福鉄バスの併用により、片道最大400円で敦賀市内までご乗車いただけますので、ぜひご利用ください。
※ 福鉄バス若狭線の運行時刻については左記二次元コードをご覧ください。

福鉄バス若狭線停留所(美浜駅～敦賀駅)区間において、運賃及び定期券の負担額を下表のとおりとし、正規料金との差額を町が負担します。

乗降停留所	運賃	通勤定期	通学定期
美浜駅～敦賀駅	200円※	8,400円/月～	7,200円/月～

※ 運賃が200円以下の区間については正規料金での利用となります。

※お問い合わせ先 町住民環境課(担当・田村) ☎ 32-6703



問 町農業サポートセンター
☎ 32-6718



「くぼ丸なすの美味しいレシピ集」が完成しました!
町の伝統野菜であり、「福井県の100年野菜」にも認定されている「くぼ丸なす」。
この「くぼ丸なす」の魅力をより多くの方に知っていただき、おいしく味わっていただくため、今回「くぼ丸なすの美味しいレシピ集」を作成しました。
このレシピ集は、2人の料理研究家の監修により作成され、町の健康づくりの取り組みである「げんげん運動」にも配慮したメニューとなっています。焼く・煮る・蒸す等、くぼ丸なすの特長を生かした多彩なレシピ集となっていますので、ぜひ本レシピ集をご活用いただき、「くぼ丸なす」の魅力とおいしさを再発見してください。
● 入手方法
冊子版は町農業サポートセンターにて配布、電子版は町ホームページに掲載しています。左記二次元コードからご覧ください。

自転車での交通違反に
青切符(交通反則通告制度)が
導入されます

令和8年4月1日より、自転車での交通違反に青切符(交通反則通告制度)が導入され、「信号無視」「一時不停止」「ながらスマホ」等、113種類の違反に適用されます。16歳以上の自転車運転者が制度の対象となり、運転免許証を持っていない高校生も含まれます。
警察庁の調査では、自転車の事故で亡くなった人の8割、ケガをした人の7割が何らかのルール違反をしていたというデータもあり、自転車側の法令違反が認められる場合が多い状況にあります。
自転車は気軽に利用できる乗り物ですが、自動車と同じ車両の仲間です。交通ルールを守らないと、重大な事故につながります。改めて交通ルールを確認し、交通安全を心がけましょう。
問 町住民環境課(担当・和多田)
敦賀警察署 交通課
☎ 25-0110
☎ 32-6703

～就職・退職される方へ～ 国民健康保険・年金の切替手続きをお忘れなく

就職・退職等により健康保険が変更となる方は、切替手続きが必要となります。健康保険の変更後は、14日以内に手続きをしてください。

1 退職された方で国民健康保険へ加入する場合

変更区分	手続きに必要なもの	
国保・年金	離脱証明書(資格等喪失連絡票)	社会保険等の資格を喪失した日や扶養等が確認できる書類

2 任意継続の保険資格を喪失された方で国民健康保険へ加入する場合

変更区分	手続きに必要なもの	
国保	任意継続の喪失証明書	任意継続喪失日の記載のある資格確認書等、または保険者から発行される資格喪失通知書

3 就職し、国民健康保険から離脱する場合

変更区分	手続きに必要なもの	
国保	国民健康保険資格確認書等 就職先の資格確認書等	就職された方及び被扶養者として認定された方すべての資格確認書等が必要です。

4 大学や短大等へ進学するため町外へ転出するが、国民健康保険の加入継続を希望する場合

変更区分	手続きに必要なもの	
国保	国民健康保険資格確認書等 在学証明書または学生証の写し	学生用資格確認書等を交付します。

※1～4の手続きには、共通して 本人確認書類(マイナンバーカード・免許証等) が必要となります。

※お問い合わせ先 町住民環境課(担当・瀧野(国保)/吉田(年金)) ☎ 32-6703

募集・申請等

JR小浜線利用促進助成を
ご利用ください

JR小浜線の利用促進を図り、利便性向上につなげるため、令和8年度より既存助成制度の拡充と新たな助成制度を創設します。
令和7年度まで実施してきたシニア利用助成は助成率を拡充し、通学定期助成は助成率に加え対象者も拡充して大学生や専門学生も助成対象となります。
また、新たな助成制度として通勤でJR小浜線を利用する方(会社)に費用の一部を助成します。
各制度の助成率や申請方法等の詳細は、左記までお問い合わせください。

問 町まちづくり推進課(担当・南)
☎ 32-6701

